

対象建築物	設置義務のある部分	設置義務免除の建築物または部分
<p><b>1. 特殊建築物</b></p> <p>(一)集会場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場                      (二)病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等                      (三)学校等、博物館、美術館、図書館                      (四)百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店舗</p>	<p>① 居室                      ② 無窓の居室                      ③ ①及び②の居室から、地上へ通じる避難経路となる廊下、階段その他の通路                      ④ ①②又は③に類する部分、その他通常照明が必要とされる部分</p>	<p>① イ. 病院の病室                      ロ. 下宿の宿泊室                      ハ. 寄宿舍の寝室                      ニ. これらの類似室                      ② 共同住宅、長屋の住戸                      ③ 学校等                      ④ 採光上有効に直接外気に開放された通路や屋外階段                      ⑤ 主要な出口までの歩行距離が避難階で30m 避難階以外で20m以下の居室                      ⑥ 床面積30㎡以下の居室で地上への出口を有するもの                      地上まで通ずる部分に非常用の照明装置があるか、採光上有効に外気に開放されたもの</p>
<p>2. 階数が3以上で延べ面積500㎡超</p>		<p>上記の①②③④⑤⑥ 1戸建住宅</p>
<p>3. 延べ面積1000㎡超</p>		
<p>4. 無窓の居室を有する建築物</p>	<p>① 無窓の居室                      ② ①の居室から、地上へ通じる避難経路となる廊下、階段その他の通路                      ③ ①又は②に類する部分、その他通常照明が必要とされる部分</p>	<p>上記の①②③④</p>